



## CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 AUG (Vol.63)

## CONTENTS

|                                                                      |    |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| 海外拠点ニュース 日本ツアー再開！ .....                                              | 2  |
| 株式会社中国銀行 香港支店                                                        |    |
| 新興国ニュース 第63回 海外最新ビジネス情報.....                                         | 5  |
| 株式会社東京コンサルティングファーム                                                   |    |
| 【インドネシアにおける在庫管理】＜インドネシア＞ .....                                       | 11 |
| PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏                    |    |
| 個人情報保護法一定められたものと定められていないもの.....                                      | 13 |
| Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)      |    |
| 日本国弁護士 萩野 敦司氏                                                        |    |
| 2023 年度予算にかかわる事前声明＜マレーシア＞ .....                                      | 16 |
| Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)                     |    |
| Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏                                    |    |
| 「解雇補償金/Severance payment」と「長期服務金/Long Service payment」について＜香港＞ ..... | 18 |
| 香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏                                      |    |
| 中国の DES の実行について .....                                                | 20 |
| 株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏                                   |    |



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース 日本ツアー再開！

株式会社中国銀行  
香港支店

6月10日、日本政府は新型コロナウイルスの影響により中止していた外国人観光客の受入を再開しました。これを受け、香港の旅行大手 EGL ホールディングスでは日本ツアーの販売を開始し、6月22日に第一陣（10人）が旅立ちました。香港に戻った際に最短1週間のホテル隔離が必要ですが、日本旅行を待ちわびる香港人にとっては一歩前進です。

### 1. 香港からの訪日客数

コロナ前とである2019年の年間訪日客数（全世界）は3,188万人で、1位：中国本土959万人、2位：韓国558万人、3位：台湾489万人に次いで、4位：香港229万人です。訪日客数は4位ではあるものの、香港の人口約740万人に対して229万人ですので、単純計算で人口の約3割が日本を訪れていることになります。

| 2019年 訪日外国人人数（人） |            |
|------------------|------------|
| 中国本土             | 9,594,394  |
| 韓国               | 5,584,597  |
| 台湾               | 4,890,602  |
| 香港               | 2,290,792  |
| 米国               | 1,723,861  |
| その他              | 7,797,803  |
| 総数               | 31,882,049 |

出典「日本政府観光局（JNTO）」

### 2. 日本行きツアー旅行例

5月26日の日本政府による外国人観光客の受入れ開始の発表を受け、香港の大手旅行会社である EGL ホールディングス※は、その翌日に日本行きのツアーを販売することを発表し、6月22日にはその第一陣が日本に向けて出発しました。料金が割高であることや、日本から戻った際にホテル隔離が必要なことから、参加できる旅行客は限られますが、複数のツアーが販売されています。外国人観光客の受入開始直後にもかかわらず、定番の旅行先である東京や北海道だけではなく、岡山や四国へのツアーも販売されています。

1. 東京・長野・鎌倉ツアー（7日間 499,000円 隔離ホテル費用含まず）

立山黒部アルペンルート・富士山5合目・鎌倉大仏・江ノ島など

2. 北海道・東京ツアー（7日間 約344,000円 隔離ホテル費用含む）

札幌・富良野・小樽・浅草・東京スカイツリーなど

3. 大阪・四国ツアー（8日間 332,000円 隔離ホテル費用含む）

那智の滝・大歩危・栗林公園・うどん体験・倉敷OUTLET・岡山白桃食べ放題など

※1HKD=17.2円で換算

※EGL ホールディングス：日本ツアーを主力とする香港市場上場の大手旅行会社。会長である袁文英氏は日本と香港の親善促進、および1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災の際に被災地や観光関連業界の復興に尽力した功績が称えられ、2016年に岸田外務大臣（当時）から外務大臣表彰を受けている。

### 3. 香港から見た日本の魅力

香港では食品から化粧品、生活雑貨、家電に至るまで、日本の様々な商品が販売されています。値段は高いものの、品質とデザイン、そして商品に対する安心感が日本ブランドを支えています。街を歩いていると、日本ブランドにあやかって、あえて日本語で書いてある外国製商品や飲食店の看板を見かけることもあります。日本のアニメも非常に人気で、これをきっかけに日本語学習を始める人も少なくありません。

また、日本は飛行機で香港から4時間前後と身近なことに加え、様々な日本ならではの景色や体験が人気です。例えば香港ではまず味わえない「雪」も人気があり、雪遊びをするために北海道や長野県などへ多くの香港人が訪れています。

当店の香港人スタッフに日本旅行の魅力や思い出について聞いてみました。なお、記事は本人の日本語による寄稿です。

(アップルさん 50代女性 日本語学校に通学中)

コロナがなければ、私のパスポートにはこの3年間で少なくとも3つ以上の入国スタンプが押されていたことでしょう。

日本は私の好きな観光地の一つで、四季（春の桜、夏の沖縄の太陽とビーチ、秋の紅葉、冬の北海道の雪）や食べ物、富士山、お寺などが魅力です。今までに何度も日本を訪れ、花見やマラソン大会（東京・名古屋・石垣島）にも参加しました。

初めて日本を訪れたのは18歳の頃で、ディズニーランドや富士山が深く思い出に残っています。娘が5歳の頃には、冬の洞爺湖温泉に行きました。娘が露天風呂で遊んでいる横で、その場にいたおばあさん達と会話を楽しんだことは忘れられません。また男風呂との境が竹の壁で隔てられたことが印象に残っています。露天風呂は健康に良いだけでなく、世代間の壁を気にせず会話ができ、家族との貴重な時間を過ごせるので大好きです。

香港人は日本を第二の故郷といいます。ほとんどの香港人は、年に少なくとも1回は日本を訪れたいと考えています。私が通う日本語教室の生徒の学習目的の大半は、旅行したときに話せるようになることです。

(エイミさん 20代女性 日本留学の経験あり)

日本を旅行するときには「故郷に帰る」と言うほど、日本が好きな香港人がたくさんいます。コロナが流行っている今はしばらく日本へ行くことができておらず、日本が大好きな香港人はそのホームシックを乗り越えるために、日系のお店によく通っています。私も例外ではありません。近年はドン・キホーテや回転寿司のスシローが人気です。

最近ではドラッグストアのマツモトキヨシが香港に進出してきました。日本の有名チェーン店が香港にオープンした際は、いつも終日長蛇の列ができます。オープン後しばらく経っても、混雑が続き、毎日お祭りのようです。現在、世界中の多くの国は段階的にコロナの水際対策を緩和させ、観光客を歓迎していますが、香港はまだのようで、日本に行くのは難しそうです。いつの日か昔のように自由に日本各地を旅することを楽しみにしています。

(ユキさん 20代女性 大学で日本語を習得)

香港人の旅行先は、アジア諸国が多いです。日本はなんと香港の上位渡航先の第3位です。日本が好きな香港人にとって、日本への旅行は連休の定番です。わたしも日本旅行が好きで、コロナ前は年に2、3回程行っていました。日本でしか買えないものや香港では見られない景色を求めて、様々な場所を毎回訪れています。

中でも私の一番好きな日本の旅行先は北海道です。ラベンダーやひまわりが広がる夏の花畑は、香港ではなかなか見られないものですから、自分の目で見て、たくさんの写真を撮りたいです。ま

た、雪まつりやスキーなど、雪に実際に触れる機会は香港にはなく、雪遊びは非常に魅力的な体験です。

また日本に行って、季節の移り変わりを感ぜたいです。

#### 4. まとめ

以上のように、香港の人々は日本への旅行や食品・製品など非常に関心が高く、香港市場には日本の企業が進出するチャンスがあります。海外進出を検討される中で、アジア進出の試金石として香港を候補に入れてみてはいかがでしょうか。香港支店では香港進出地銀との連携による商談会の開催や、セミナーの案内、コンサルティング会社の紹介などの進出サポート行っておりますので、進出の足掛かりとしてご活用ください。

#### 香港支店

---

所在地：

Rooms 601&609-610, 6th Floor Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong, People's Republic of China

TEL：852-2523-0312

FAX：852-2521-8730

## 新興国ニュース

### 第63回

### 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はベトナム・ミャンマー・タイの最新情報をお届けします。

ぜひご一読ください。

#### ～ベトナム～

#### 【入国時に確認しておくべき税務概要について】

2022年5月15日以降、ベトナムへの入国に際し、下記3点の準備が不要となりました。

- 1) 事前健康申告
- 2) 新型コロナウイルスの陰性証明書
- 3) ワクチン接種証明書

原則パスポートのみで自由に入国できます。

さて、今回の本題は、入国というよりは、入国前に個人所得税の申告や納税のリスクがあることを忘れてビザを取って入国してきてしまうことも多々あるので、この点の注意点を解説します。

#### 【税務基本概要】

| 項目    | 居住者                                                                                                        | 非居住者     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 課税区分  | 全世界所得                                                                                                      | ベトナム国内所得 |
| 課税年度  | 暦年(1月1日～12月31日)※入国初年度のみ、入国日から1年                                                                            |          |
| 申告・納付 | ◆月次：月末から20日以内<br>◆四半期：四半期末の次の月末まで(4月、7月、10月、1月)<br>◆年次：3月末まで(会社としての申告)<br>4月末まで(主に外国人個人)<br>※月次か四半期かは、会社の状 |          |

|           |                                                                                              |     |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|           | 況や規模などによって異なります。                                                                             |     |
| 確定申告の必要有無 | 必要                                                                                           | 不要  |
| 所得税控除     | 基礎控除：1,100万ドン/1ヶ月、13,200万ドン/年間<br>扶養控除：440万ドン/1ヶ月、5,280万ドン/年間<br>寄付金控除：支払額(政府認定の団体等に対する寄附のみ) |     |
| 税率        | 累進課税                                                                                         | 20% |

主な法令：Law on Personal Income Tax, Decree 65/2013, Circular 111/2013

| 法令              | 発行元                   | 主な内容                 |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| Law             | National Assembly     | 基本的な規制               |
| Decree          | Government            | 詳細の規定                |
| Circular        | Ministry              | 実務方針                 |
| Decision        | Prime Minister        | 実務方針の詳細規程やその他特別な取り扱い |
| Official Letter | Administrative Office | 特定の実務上の取り扱い          |

#### ▼居住性の判定について

主に183日以上いたかどうかで判断しますが、その他に、ベトナム国内に定常的な住居を有するか否かで判断され、外国人の場合、公安によって発行される居住証明もしくは、一時的居住証明に記載されている恒久的住所があるかどうかでも



判断されます。

さらに賃貸契約等によって、居住者かどうかとも判断され、これらはホテル、賃貸住宅、事務所などがあり、賃貸契約が個人で直接締結されているのか、もしくは法人名義で締結されているのかを問わないとされています。

#### ▼課税年度の重複について

入国から2年目の時、初めて入国した日からの1年間と、2年目の暦年が重複することがあります。その場合、ベトナムの居住者か非居住者なのかによりますが、課税期間が重複した分(=2重課税になっている部分)を控除可能な場合があります。初年度、暦年で183日以上ベトナムに滞在した居住者の場合、外国で支払った所得税に関してベトナム側で控除が可能になっています。一方で、初年度183日未満であり、ベトナム非居住者であった場合、重複期間の所得税の控除が可能になっています。

#### ▼納税のタイミングについて

①VAT（付加価値税）を月次での申告、納税を行っている場合、給与を支給する組織は源泉徴収に対して月次での申告納税を行う必要があります。

②VAT（付加価値税）を四半期での申告、納税を行っている場合(前年売上高500億ドン以下)は、給与を支給する組織は源泉徴収に対して、引き続き四半期での申告納税が可能です。

③VAT（付加価値税）が申告納税対象外の場合、給与を支給する組織は源泉徴収に対して月次での申告納税を行う必要があります。(駐在員事務所としての個人所得税申告等が該当)

#### ▼累進課税率

| 年間課税所得                     | 月間課税所得                     | 税率  |
|----------------------------|----------------------------|-----|
| 6,000,000                  | 5,000,000                  | 5%  |
| 6,000,000 -<br>12,000,000  | 5,000,000 -<br>10,000,000  | 10% |
| 12,000,000 -<br>21,600,000 | 10,000,000 -<br>18,000,000 | 15% |
| 21,600,000 -<br>38,400,000 | 18,000,000 -<br>32,000,000 | 20% |
| 38,400,000 -<br>62,400,000 | 32,000,000 -<br>52,000,000 | 25% |
| 62,400,000 -<br>96,000,000 | 52,000,000 -<br>80,000,000 | 30% |
| 96,000,000 -               | 80,000,000 -               | 35% |

#### ▼短期滞在者免税申請

日越二重課税防止協定によれば、下記の条件を満たせば免税が可能です。

##### ◆条件

- ・暦年内におけるベトナム国内の滞在期間が合計183日以下である。
- ・ベトナム国内滞在者への給与は、ベトナム法人またはベトナム国内の恒久的施設からは支払われていない。
- ・ベトナム国内滞在者への給与の負担も、ベトナム法人またはベトナム国内の恒久的施設により行われていない。

他方、上記の条件を満たせば短期滞在者免税の申請はできるのですが、実務上税務署から100%認められるとは限りません。免税要件を満たしているのかを証明しづらく、不安要素が残るのが懸念点です。また、申請完了以前に、何らかの申請書類の受理を拒否され、当局に書類が受け取られたとしても将来的に行われる税務調査において、免税条件を満たしていないので課税しますということと言われるリスクもあるので、短期滞在者免

税制度の利用について、どうするかは、自身の判断に委ねられます。

### 【失敗事例】

1) ベトナム事務所から商用ビザを発行して、出張者を複数招聘しており、この出張者に関する個人所得税の申告や納税を忘れていたこと。

➡商用ビザを発行して入国すること自体は問題ありません。ただし、商用ビザを発行することは、ベトナムへ出張し、勤務をしていると書面上で示すことになるので、ベトナムでの個人所得税の納税をすることを忘れてはなりません。のちに来る税務調査にて、商用ビザの発行履歴から申告漏れや未納が発覚することもありますので注意が必要です。

2) ベトナム法人設立前に、ベトナム現地の自社の駐在員事務所から商用ビザを取って渡航しており、法人設立後に入国して、そのまま駐在していたこと。

➡外国人の場合、暦年中に商用目的で何日滞在していたかを確認されますので、駐在員事務所でもビザを取って入国していた場合、その分の申告はできているか確認しておく必要があります。

3) 税コードを取得しておらず、納税が遅れてしまったこと。

➡個人所得税の納税コードを取得しておく必要があります。すでに取得している人はそれを使用することができますが、まだ持っていない人は、事前に取得しておきましょう。

### 【その他の留意点】

▼個人所得税コード取得～オンライン申告の登録について

取得スケジュールとしては、必要書類をそろえて申請し結果を得るまでに、大体1～2週間くらいです。現在、省によってはオンライン申告を強制しています。裏を返せば省によっては強制していないということですが、今後、国として統一するべく、どこの省でもオンライン申告が進められていくはずですので、今後のところを考えると先にオンライン申告をしておくべきです。

オンライン申告に対応する為、事前にアカウントの登録を行う必要があります。このために携帯電話番号を登録する必要があります。すでにある携帯電話のSIMを使うか、納税用に新しいSIMを購入することを検討が必要です。申告準備をすると、この携帯電話の番号宛に、SMSに認証コードが届くようになっており、有効期限が1分以内ということもあるので、申告する本人の携帯電話を、個人所得税申告のタイミングでリアルタイムにチェックできる体制にしておく必要があります。また、記載言語がすべてベトナム語なので言語で不安な場合はベトナム人スタッフに任せることを検討する必要があるでしょう。

### ◆オンライン申告の流れ

- 1) 納税の準備
- 2) 税務局より登録された携帯電話番号(SIM)へ認証コードが送付される
- 3) 認証コードを用いて個人所得税を申告

### ▼主に課税される手当について

段々、課税されるものも増えているようですが、主に課税されるものを紹介していきます。

例)

- ・家賃手当
- ・水道光熱費、住宅管理費
- ・健康診断費用※1
- ・駐在員の一時帰国の航空券代※2
- ・駐在員の帰任時の引越手当、着任後の引越手当※3



- ・駐在員の私用で使用するレンタカーの費用
- ・就業規則やその他社内規定で定めた水準を超えた分の出張手当
- ・ビザ・レジデンスカード取得費用※4
- ・語学研修費用※5
- ・会計事務所への個人所得税申告サービス料

※1：会社全体で受診および労働許可書取得のための場合は非課税です。

※2：就業規則やその他社内規定されている場合の年間 1 往復分は非課税です。駐在員の家族の分も含みます。

※3：赴任時の引越手当は非課税です。

※4：労働許可証（ワークパーミット）取得にかかる費用は非課税です。

※5：就業規則やその他社内規定にて規定されておりそれが業務に関連する場合は非課税です。

## ▼ベトナム国内から完全帰国する際

ベトナムでの何らかの労働契約などを終えて、みなさんの国に帰国する際には、出国日までに確定申告をする必要があります。駐在員の場合、帰任日から 45 日以内に確定申告を行うことを駐在先の会社などに委任することは可能になっています。これは外国人が外国でもらっている所得に対して行うものです。ベトナム法人から受け取っている所得や手当分に関する個人所得税に関しては、会社や事務所が源泉徴収をし、確定申告時期に拠点として個人所得税を確定申告します。

帰国する際、その暦年で非居住者の場合には確定申告が不要になることもありますので、念のためご自身の状況と照らし合わせて帰任前の確定申告が必要かどうかご確認ください。

## ～ミャンマー～

### 【外貨規制関連情報】

昨年 11 月の中央銀行からの通達によって、アジア諸国を相手とする輸出によって得た収益は、

shipment から 45 日以内に口座に外貨で入金することが義務付けられていました。（アジア諸国以外の場合は 90 日） 加えて、輸出入業者がその義務を履行しているか否かは、外国為替取引に関するライセンスを持った組織によって調査され、その義務に従わなかったと判断された場合は、外貨為替管理法に基づき措置がとられると明示されていきました。 そんな中、先日 Ministry of commerce から新たな発表がありました。 その発表によると、昨年、当該義務の不履行によって 346 もの輸出入企業の登記証が取り消されたとのこと。今後も義務に従わない企業には同様の措置がとられると述べられています。引き続き、輸出入を行う場合は細心の注意が必要となります。先日、外貨規制に関して新たな進展がありました。4 月 3 日に中央銀行から発表された通達では、これから入手する外貨に加え、過去に入手した外貨もチャットへの両替対象となっていました。 6 月 3 日付の同銀行からの通達では、邦銀三行に対して、所有する外貨の 5% をチャットに両替するように要求がなされていました。 それにより、邦銀三行に外貨建ての預金を持つ DICA 企業においては、資本金や過去の利益の積み立てなどの両替も避けられない状況となっていました。 しかし、6 月 8 日、「外資比率 10% 以上の DICA 企業は外貨強制両替の対象外となる」という旨の発言が、中央銀行からなされたと報じられました。 この発言を額面通りに受け取れば、日系企業のほとんどは当該規制の対象外となります。とりわけ、従前から外貨建てでの輸出入を行っていた企業や、将来ミャンマーでの事業投資を考えていた企業にとっては、この発言が持つ意味は大きいでしょう。依然、現在のミャンマーにおけるビジネス環境は厳しいものがありますが、外貨規制の撤廃が、まずは環境改善への第一歩となることが期待されます。 とはいえ、当該発言は正式に書面で発表されたものではないため、今後も状況を注視していく必要があるでしょう。 KBZ 銀行は 6 月 9 日、



ATMでの現金の引き出しが可能になったと発表しました。クーデター以降、銀行に対する国民の信頼は失われ、銀行への預金額は大幅に減少していました。今回の発表の狙いは、国民の信頼回復にあるとみられます。

### 【輸入ライセンス】

輸入ライセンスの取得に遅れが生じています。その原因としては、当局の対応の遅れが挙げられます。元来、商業省が制定したリストに記載されている7,001品目を輸入する際は、輸入ライセンスの取得が義務付けられています。輸出入法では、当該ライセンスを取得していない貨物が港に到着した場合は、ペナルティーの対象になると規定されています。ライセンス未所得の貨物に関しては、到着後から一定期間、保管されるとされていますが、その間の保管料は貨物の受領者が支払うとされています。輸入ライセンス発行の遅れによる、スケジュールやコスト面での問題は、無視できるものではないでしょう。

### 【燃料価格】

燃料価格が上昇しています。ヤンゴン市内のガソリンスタンドでは、軽油1リットル当たり2,400チャットを超える数字を見ることも珍しくありません。この燃料価格上昇の影響は、とりわけ運輸業界に大きくみられ、一部ローカル企業は事業の停止を決定する等、コスト面での逼迫が起きています。市民生活においても、ジェネレーターのコストやタクシーの乗車料金の高騰など、その影響は小さくありません。

### 【爆破事件】

6月1日、ヤンゴン市内で爆破事件が発生しました。死傷者は10名とされています。最近でも、軍と民主派勢力間での死傷者を伴う事件はあったものの、昨年12月以来、一般市民が巻き込まれたことはなかっただけに、そのショックは大き

いものがあります。大型のショッピングモールやオフィスビルの入り口では、手荷物の開示や金属探知機ゲートの通過が必要となっていますが、そういった場所以外のセキュリティは万全とは程遠いというのが現状です。

### 【電力状況】

ヤンゴンにおける電力状況が回復しています。5月上旬までは、電力確保のため1日あたり約8時間の計画停電が行われていました。しかし、5月中旬以降から状況は良化し、6月10日現在では、停電が一度も起こらない日なども増えてきました。政府発表によれば、来年の乾季の電力状況は良化することです。こうした状況の背景にあるのは、5月から雨季に入ったことで、水力発電による電力供給が増えたこと、及び、空調設備の使用量が減ったことが考えられます。燃料価格上昇のあおりを受けた、ジェネレーターのコストの上昇に歯止めがかかることが期待されます。とりわけ製造業におけるジェネレーターのコストは、直接営業利益に関わってくる部分であるため、この電力状況の改善は喜ばしいニュースでしょう。

### ～タイ～

### 【大麻栽培の合法化】

昨今、タイ国では、大麻の原料となるカンナビスを使用した清涼飲料水、化粧品が多く見受けられ、弊社でも、飲食業界及び、医療業界の企業からお話しをいただくこと増えてきました。

この背景としては、2021年2月、タイ政府は、大麻に関する規制を緩和させたことにあります。具体的には、カンナビス及びヘンプの葉・茎・幹・根が第五種麻薬指定リストから除外され、医療、医薬品、健康食品及び化粧品等の商業利用やタイ当局に申請・許可を受けた方の医療目的の栽培等が可能となっていました。

このような中、タイ政府は、2022年6月9日付

け、正式に医療等を目的とした大麻の家庭栽培の解禁を発表しました。本発表により、タイ国ビジネスにおいて、かなり広範囲に大麻が運用され、それに付随するビジネスを含め、今後のタイ国マーケットが期待されています。

### 【対象・許可】

向精神作用のあるテトラヒドロカンナビノール（THC）の含有量が 0.2%以下の品種が対象となり、該当量の家庭栽培は、許可不要となりますので、商業目的である場合は、許可申請が必要となります。

### 【留意点】

在タイ日本大使館では、大麻に関する注意喚起が次のように行われています。

ここでポイントとなるのは、「タイを含む海外に居住する日本人」です。

これらタイ企業による大麻の栽培、輸出入、所持、譲渡に何らかの形で関与する場合のビジネスを日本人が行う場合は、法に抵触しないのか等の不透明な点があります。

また、タイ国における外国人であるの日本人は、これらのビジネスに関連するサービスにより、何らかの規制又は投資奨励を受ける可能性はあるのかが明確ではありません。

以上

### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

## 【インドネシアにおける在庫管理】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

今回は「インドネシアにおける在庫管理」についてです。在庫管理のポイントの一つに「常に会計上の棚卸資産と紐づけて考えなければならない」というものがあります。これを当たり前と感じる方は素晴らしいと思いますが、じつは「品番と実地数量」だけの管理、という狭義の在庫管理をしている会社も多いです。インドネシアの在庫管理の現状をみていると、「狭義の在庫管理はできているが、必要な在庫管理はできていない」という印象を受けます。つまり、「品番と数量管理」はしているが、「会計データとの連動はうまくできていない」、ということがあります。

それでも、実は会計上の数字を作るだけならばそんなに難しくありません。期末在庫評価（ストック評価）だけしっかりと行い差額は売上原価として計上（フロー計上）すれば良いだけです。

難しいのは実態等を把握するための「フローの金額的な評価」です。受注管理、購買管理、生産管理、出荷管理などを適正に行わなければ、意味のある「フローの金額的な評価」はできません。

本来はフローの横のつながり（上記の、受注管理、購買管理、生産管理、出荷管理）による積上げで会計上の棚卸資産の金額（帳簿棚卸高）が計上されるべきです。これがフローの金額的な評価であり、そしてこの「フロー評価による棚卸資産金額」と「ストック評価による棚卸資産金額」の差額が「在庫差異」となります。

「在庫差異」の原因を探るのは、本来は簡単で

す。段階を踏んで考えれば良いのです。

### 【在庫差異の原因～その1～】

期首：何個、いくら

入庫：何個、いくら

出庫：何個、いくら

期末：何個、いくら

インドネシアの日系企業で「品番と数量管理」ができているのであれば上記の「何個」は全て管理できているということであり、管理がめちゃくちゃになる原因は「いくら」であるかの把握ができていないためにあります。特に「出庫」時の「いくら」の評価ができていません。※本来であれば在庫の評価金額などは数字遊びなので、「品番と数量管理」さえできていれば、購入在庫金額（取得価額）の合計額を、出て行ったものと、期末在庫に“どう按分するか？”だけの話です。

インドネシアにおいて、在庫評価は「先入先出法」か「平均法」によるために、どちらかで評価しなければなりません。出ていく在庫も、期末在庫も、評価はいずれかによって行われます。ただし、これはあくまでも前提です。在庫管理システムを入れていても在庫差異が出てしまっている会社はシステムの不備とするのではなく、「在庫管理フロー」のイレギュラーを探さなければなりません。

### 【在庫差異の原因その2～】

イ. 所有権移転の有無

ロ. 工程別管理

ハ. システム上のモラトリアム期間の存在

など

このあたりが応用的な在庫差異の原因です。しっかりと業務フロー（業務マニュアル）を作成しなければ容易に在庫差異が発生してしまいます。

例えば、出荷エリアの製品の出荷処理がシステム上はされていないか、工場から出荷された製品（所有権は当社）の出荷処理がシステム上はされていないか、預け在庫（所有権は当社）の出荷処理がシステム上はされていないか、前工程の機械の中（工程の中途）にある仕掛部品について次工程への出荷処理がシステム上はされていないかなどがあります。

まとめると、在庫差異が出るときは、3段階で調査するようにしてください。

### 【在庫差異の発生階層】

- 1 品番と数量管理
- 2 金額管理
- 3 イレギュラー管理

※不備があるときの改善のポイントとは業務を細分化していくことです。論理的に細分化していくことができれば改善は容易です。

インドネシアの多くの会社では、在庫差異が全て売上原価に流れています。このままでは税務調査で非常にヤバいです。“みなし売上課税 (VAT)”と“損金不算入 (法人税)”などのリスクがあり、追加の税負担も高額になる傾向があります。また、粗利率も圧迫され、適正な経営判断ができません。

在庫はビジネスに直結するために影響が大きくなる項目ですので、金額的なリスクを考慮する上でも、適切な意思決定をするためにも、どのような仕組みづくりを行うかを慎重に検討していただければと思います。

### ◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3  
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan  
12950

Eメール：[go-kato@bn-asia.com](mailto:go-kato@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## 個人情報保護法一定められたものと定められていないもの

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

日本国弁護士 萩野 敦司氏

今回は、AAP より<個人情報保護法一定められたものと定められていないもの>をご紹介します。

### 1. はじめに

2 度にわたり施行が延期されていたタイの個人情報保護法（「PDPA」）は、筆者の期待（？）を裏切り、3 度目の施行延期がなされないまま 2022 年 6 月 1 日に全面施行されました。

PDPA 関係のトピックについては、もうあちこちでいろいろな話が出ていると思うのでもう食傷気味という向きもあるかもしれません。でも、そこで取り上げるトピックは、「何が定められているか」という点にフォーカスしていると思いますし、それが当たり前と言えれば当たりの話です。

それならば、ひねくれ者の筆者としては、今回は、PDPA に「定められていない事項」について少しお話ししようと思います。なお、以下で引用する条文番号は、PDPA のものです。

### 2. 定められていない事項その 1—定める予定があるのに定められていないもの

単に PDPA で定められていない事項と言っても、そこに 2 つの態様が存在します。そこで、まず、その 1 つ目として、「PDPA 上定める予定となっているのに定められていないもの」をざっと見ていきましょう。

このような事項は、要は、PDPA 上「（下位法規により）別途定める」とされている事項と言い換えることができます。日本の個人情報保護法では、施行令といった法規範の形からガイドラインに至るまで、複雑怪奇と言っても差し支えないほどに細かい規定が存在しますが、タイでは、ほとんどそのような下位法規がいまだに存在していないのが実情です。

それでは、その内容のうち、日系企業に特にかわりのありそうな事項を具体的に見ていきましょう。

- (1) センシティブ情報の具体的範囲（例示列举されているもの以外について）（第 26 条）
- (2) 個人情報の越境移転に関する規則（第 28 条第 1 項）
- (3) グループ会社間での個人情報の越境移転に係る個人情報保護方針の審査・認可の原則及び手続（第 29 条第 2 項）
- (4) 個人データ主体による個人情報のアクセス及び写しの受領に関する規則（第 30 条第 5 項）
- (5) 個人情報の消去若しくは破棄又は個人情報を個人データ主体である個人を特定できない情報とすることについての規則（第 33 条第 5 項）
- (6) 個人情報の使用制限に関する規則（第 34 条第 3 項）
- (7) 個人情報管理者（controller）による個人情報侵害の事実発覚後に個人情報保護委員会事務局に通知することに関する規則及び手続（第 37 条第 4 号）
- (8) 個人情報管理者による個人情報管理関連の記録義務の一部免除を享受することができる小規模事業者たる個人情報管理者に関する事項（第 39 条第 3 項）
- (9) 個人情報処理者（processor）による個人情報取扱の報告記録の作成及び維持に関する規則



(第 40 条第 1 項第 3 号)

(10) 個人情報処理者による個人情報取扱の報告記録の作成及び維持を免除される小規模事業者たる個人情報処理者に関する規則 (第 40 条第 4 項)

(11) 個人情報保護人員 (DPO) の資質に関する通知 (第 41 条第 6 項)

(12) 苦情申立事件に関する規則 (第 73 条第 2 項)

…とまあ、筆者も改めてピックアップし直してみても、未制定のルールが多さにびっくりしました。この中には、規定することが「できる」として定めないままでもよいとする余地を残しているものも確かにありますが、どれもこれもあつてしかるべきものであるような気がしてなりません。

なお、逆に、実際にすでに制定された下位法規は、筆者が知る限り、これまで「個人情報管理者 (controller) による個人情報の安全性維持に関する最低標準 (第 37 条第 1 号)」に関する規定しかありませんでした。

しかしながら、2022 年 6 月 20 日付官報によれば、上記(8)、(9)及び(10)に関係すると思われる諸規定が 6 月 10 日付で制定されていることが判明し、徐々に制定を進めている状況が看取されます。しかしながら、まだ日本企業にとって関心の特に高い越境移転等に関する下位法規はまだ出されておらず、PDPA は、施行を 2 年延期してもなお、見切り発車的な要素が色濃く残っていると評価せざるを得ません。

### 3. 定められていない事項その 2

#### ーそもそも規定が存在しないもの

PDPA が欧州の「データ一般保護規則」(GDPR) を大いに参考にして、否、かなりの部分ほぼそのまま導入したことは、皆さんにおいてもよくご存知のことと思います。筆者は、最近ある事情から

中国の個人情報保護法、GDPR、日本の個人情報保護法、そして PDPA を対比して考察する機会が増えたのですが、そこでふと気づいたのが、PDPA では、「仮名化」(pseudonymisation) に関する規定が一切存在しないのです。

ここでいう「仮名化」とは個人情報を加工してそれだけでは個人を特定できないようにすることをいい、GDPR 上は個人情報の保護措置の一環として位置づけられているものです。

もっとも、これと思しき事項については、上記 2 で列挙したものうち(5)所定の「制定予定の規則」の中で何らかの定めを設ける予定のようです。ただ、日本法や中国法では、更に進んだ加工措置である「匿名化」という概念が存在し、これを経た個人情報については個人情報保護法の適用が大幅に緩和されることとなりますが、PDPA がこの点まで踏み込んでくるかどうかは全く明らかではありません。

### 4. 小括

上記で見てきたとおり、PDPA はまだ多くの部分で不完全さを残した状態での船出となりました。そのために、法律としての予測可能性はまだつけにくく、ユーザー側としても使いにくい状態が続いています。

このような現象がなぜ起こっているのか、という点については、筆者もよくわかりません。新型コロナウイルスのパンデミックの中で当局サイドの業務が停止していたからかもしれませんし、実務の蓄積を待ってから制定しようという態度なのかもしれません。ただ、PDPA が GDPR の影響を強く受けた規定であるならば、欧州の実務の蓄積を導入することもできたはずであるので、やはりすっきりしません。

いずれにせよ、これだけの未制定の規則等がある中での PDPA の全面施行ということで、今後実務運用における大幅なブレが生じたり、突如規定が現れて対応に大わらわとなったりすることも予想されますので、引き続き十分な注意が必要であることに変わりありません。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

---

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok  
10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## 2023 年度予算にかかわる事前声明 ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

### ＜ポイント＞

- ・ 2023 年度予算にかかわる事前声明
- ・ 国際的コミットメント

### ＜事前予算声明＞

N 子：加藤さん、今回も前回に引き続き、翌年度予算にかかわる事前声明に関するご説明ですね？

加藤：はい。前回の続きについて、ご説明致します。

N 子：前回のおさらいですが、まず 2022 年 6 月 3 日、財務大臣が予算 2023 事前声明（PBS）を発表しましたね。

加藤：そうですね。昨年から、この事前声明というのをやり出しましたね。

N 子：はい。

加藤：この事前声明で政府は、①税収を増やし、②税務システムを強化し、③歳入の漏えいや利益のシフトを防ぐための国際レベルでのコミットメントを強化する戦略を述べました。

N 子：はい。①については、e-Invoicing イニシアチブを導入して税務管理の効率性を高め、また TIN（「納税者番号」）の使用も強化するという事です。

加藤：はい。次に②については、広範にインセンティブ、所得税控除、その他控除を見直すと言っ

てますので、特に日系企業は、直接的な影響があるかもしれません。要注意ですね。

N 子：はい。

加藤：あと、納税者の包括的な登録、税務職員のトレーニングの改善、国境を越えた取引の登録の改善、監査及び調査の強化、納税者の法的確実性の強化をするとも言ってますので、ますます要注意です。

N 子：はい。

### ＜国際的コミットメント＞

加藤：次に③「国際的コミットメント」ですが、今回はこれについて詳細のご説明をしようと思

います。

N 子：はい、宜しくお願い致します。

加藤：はい。これは、政府が OECD 等で国際的に議論してきた内容についてコミットするもので、いわゆる BEPS の問題ですね。

N 子：経済系の新聞などでもたまに見ますが、簡単に言うとうどういうことですか？

加藤：はい。BEPS というのは、日本語では「税源浸食と利益移転」といい、英語で「Base Erosion and Profit Shifting」といいます。

N 子：難しいですね。。。簡単に言うとうどういうことですか？

加藤：聞かれた事あると思うんですが、ある巨大な米系インターネット通販会社が、日本でほとんど税金を払っていないんですよ。

N 子：はい、聞いたこと有ります！

加藤：ですよ。そういうのが、日本だけでなく、世界中で税逃れしているので、マーケットにおいて税金を払わせようという動きがあります。

N 子：なるほど。

加藤：それが BEPS 行動計画 1 の第 1 の柱と言われるものです。

N 子：なるほど。

加藤：次に、同様の巨大企業が、タックスプランニングを駆使する事で、実はアメリカ本国でも税

金を少ししか払っていないという問題もあるんです。

N子：なるほど。

加藤：そういう会社は、だいたいタックスヘイブン国に利益を移転し、そこで納税（税率が低いかゼロ）する事により、本国での課税を逃れているのですが、それに歯止めをかけようとする動きもあります。

N子：つまり、本国で課税できるようにするという意味ですね？

加藤：そうです、そうです。それが第2の柱です。具体的にはグローバルミニマム課税というのを実施し、15%の税率で本国で課税できるような動きになっています。

N子：逆に、タックスヘイブンの利用価値がなくなり、皆逃げていくのではないんですか？

加藤：鋭いですね！そのために、タックスヘイブン側で国内トップアップ税というものを課して対抗する権利もあたえられており、マレーシアも Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT) の導入を検討しています。

N子：なるほど。

加藤：これらを具体的に、2023年度に導入するというコミットメントが、3つ目の話でした。

N子：なるほど、良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## 「解雇補償金/Severance payment」と「長期服務金/Long Service payment」について

### <香港>

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

近年、日本では「終身雇用制度」が崩壊しつつあると言われていますが、一般的に正社員で就職した場合、日本では基本的に定年まで雇用することを前提としています。また同様に、勤続年数を加味して役職や賃金を上昇させる「年功序列制度」も日本独特のシステムで、廃止する企業も見られるものの今も根強い文化として存在しています。一方香港では会社が人を育てるという文化は無く、若いうちは転職を繰り返すことで自ら経験値を増やしキャリアを積み上げていきます。スキルを磨きながら今より良い条件を目指して転職するため、一度も転職をしないことは評価されるどころか、転職する能力が無いとまで見なされる風潮があります。今いる場所で昇給、昇進を待つより、自分の能力をより高く評価してくれる企業があれば気軽に転職して行きます。香港は「成果主義」のため年齢も社歴も人事評価とは関係ありません。そして企業側も一つのポジションが空けば、またそのポジションに見合った人材を補充すれば良いと考えています。こういう背景から香港はもともと離職率の高い社会ですが、近年は新型コロナウイルスの影響を受け企業側から余剰人員の整理で従業員を解雇するケースもよく見られます。解雇・退職の際の従業員への退職金の支払いについて詳しく見てみましょう。

まず、解雇時に企業から従業員へ支払われる退職金には

「解雇補償金/Severance payment」と「長期服務金/Long Service payment」の2種類があります。

### 「解雇補償金/SP: Severance Payment」

対象は2年以上継続して雇用されている従業員

- ・余剰人員の整理を理由とした解雇（整理解雇）である場合
- ・有期雇用の契約満了後、整理解雇を理由に契約を継続しない場合
- ・レイオフ・一時解雇の場合
- ・操業停止・業務停止の場合

注意点として、自己都合による退職の場合は支払い対象になりません。

また、合理的な理由無しに解雇後2カ月以内に支払わなければ、雇用主に最高5万香港ドルの罰金が科されます。

### 「長期服務金/ LSP: Long Service Payment」

対象は5年以上継続して雇用されている従業員

- ・即時解雇、整理解雇以外の普通解雇の場合
- ・従業員が辞職を希望する場合
- ・従業員が死亡した場合
- ・有期雇用契約満了後に雇用主が契約を継続しない場合
- ・従業員の健康上の理由による辞職の場合
- ・契約上の業務に不適格と判断された場合
- ・65歳以上の従業員が高齢を理由に辞職する場合

合理的な理由無しに雇用主が支払わない場合、最高で35万香港ドルの罰金および3年の拘禁刑に処されます。



この2つの退職金ですが、雇用主は両方とも支払うのではなく、両方を計算してみて額が小さい方を支給します。計算方法はどちらも同じで、

「最終月給(或いは直前12ヶ月の平均給与月額)×2/3×勤続年数」です。

月給の上限は22500香港ドルですので、月給がそれ以上の方は「22500香港ドル×2/3×勤続年数」となります。いずれかの退職金を受給できる金額の上限は39万香港ドルです。

さて、従来はこういった退職金をMPFの積立額で会社負担の部分だけを払い戻し、退職金の一部として充当することができました。雇用主は実質その差額分のみを退職時に支給すれば済んでいましたが、6月9日に「MPF相殺廃止案」が可決されたことで、2025年以降に採用された従業員に対してはMPFとの相殺ができなくなります。

MPFについて少しおさらいしますと、MPFは「Mandatory Provident Fund」の略で強制退職積立金のことです。それまで香港には日本のような公的年金制度がなく、2000年よりMPF制度が導入されました。従業員はMPFの加入が義務づけられていますが、運営しているのは公的機関ではなく民間企業です。従業員の給与の10%相当額がMPF口座に強制的に積立てられます。その内訳は従業員負担が5%、雇用主負担が5%で計10%です。計算する上で給与上限は3万香港ドルですので、積み立ての上限は毎月1500香港ドルです。外国人は帰国や転勤で香港を離れる際にMPFの積立金の全額を引き出すことも可能ですが、香港人は基本的に定年になるまで受け取れません。

今回の「MPF相殺廃止案」が可決したことで、今後雇用主はMPFの積立金とは別に退職金を支払わなければなりません。この法案は可決までに長年議論されており、退職する従業員の退職後の生活保障を第一目的としています。従業員の待遇は

改善されますが、雇用主の立場からすると、これまでと比べ負担が一気に増えることになります。香港政府は雇用主の援助のため、施行後25年間はMPF積立金との相殺部分については香港政府より補填し、徐々に雇用主の負担を増やして行くとしています。そして政府からの資金援助と雇用主負担分の割合が段階的に調整され、最終的には雇用主が退職金の全額を負担する予定となっています。

今すぐに雇用主が退職金の全てを負担するわけではなく、援助措置も用意されていることから、会社の財政運営にすぐ影響を及ぼすものではないさそうです。これからしばらくは準備期間として社内で退職金の扱いを検討し直し、従来のMPF相殺とは別枠で従業員への退職金を備えておく必要がありそうです。

ご不明点があれば、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

##### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,

30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

## 中国の DES の実行について

～当局宛ての手続きは簡素化され、財務体質の改善手法の一つとして有効、但し、実務運用の確認や累積損失に補填できないなどあり、要注意～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

今年 5 月、北京にある在中国欧州連合（EU）商工会議所のレポートでは、“コロナ政策やウクライナ紛争の影響等により、同会員企業の 23%が中国市場からの撤退や投資計画の見直しを検討”との厳しい報告内容が掲載されています。勿論、EU 系企業の動向が日系企業に即、反映される訳ではありませんが、ロックダウン等も報じられる中、日系現地法人においても業績の悪化と共にバランスシートの毀損も一部見受けられるなど、懸念されます。

この為、弊グループでは現在、依然として新規設立や中国企業の買収など前向き動きがある一方で、昨今、現地法人の組織再編や債務再編、撤退など投資の（一部）回収などのご相談を受ける機会も増えたと感じます。

そこで、本稿では債務再編の一手段であるデッド・エクイティ・スワップ（DES）を取上げ、説

明します。

### 1. デッド・エクイティ・スワップ（DES）とは：

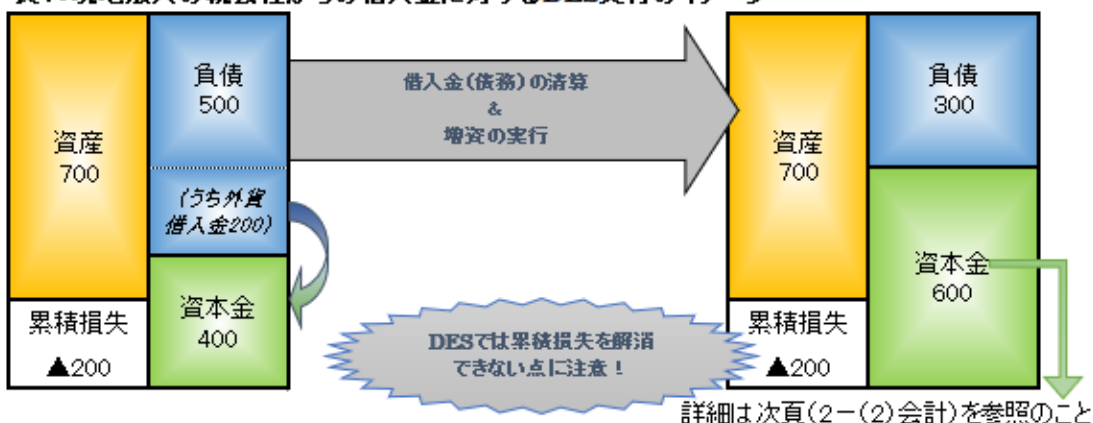
デッド・エクイティ・スワップ（Debt Equity Swap、以下“DES”と表記）とは、金銭債権を有している債権者がその債権を債務者の出資持分に当てることを指します。例えば、「**公司債権転股権（DES）登記管理弁法**」（以下“**国家工商行政管理総局令第 57 号**”と表記）では、“中国国内に設立された有限責任会社等に対する債権を、債権者が対象会社の持分/株式に転換することにより、対象会社の登録資本を増加させる行為”と定義しています。

この DES は、現地法人など債務者には、債務の減少に伴う元本や利息の支払いの消滅と資本の増強が可能になる一方で、日本本社では回収可能性が低い借入金等の債務を資本へ転換（すなわち、増資）により、現地法人の資本が増強できるとのメリットもあります。

（下表 1 を参照のこと）

実務的に見た場合、（外債登記済の）外貨借入金を、資本に転換（すなわち増資）するのが一般的です。この場合、①日本本社の債務の清算の処理（外債登記の解除を含む）、②市場监督管理局（旧：工商行政管理局）に対する増資との 2 つの手続きに大別されます。

**表1: 現地法人の親会社からの借入金に対するDES実行のイメージ**



現在、上記①、②共に、“放管服”と呼ばれる行政改革に伴い、各種の手続きが簡素化、効率化しています。

例えば、匯発〔2015〕13号<sup>ii</sup>等により外貨管理規制上も驗資報告書が不要<sup>iii</sup>、また増資時の域内直接投資貨幣出資入金（FDI 入金）登記等も銀行にて直接、手続き可能となりました。更に、ネガティブリスト項目以外であれば市場监督管理局への届出制<sup>iv</sup>に変更されるなど、DES 実行時のハードルは、大幅に下がっています。

## 2. 税務、会計上の規定や処理

中国の税務、会計において、DES は債務再編の手法の一つと定義づけられています。

### (1) 税務：

財税〔2009〕59号<sup>v</sup>では、以下等を定めています。

- 債権から持分への交換が発生する場合、債務弁済と持分投資の異なる二業務に分類して、債務弁済に関する所得と損失を認識
- 債務者は、支払う債務弁済額が債務課税基礎額を下回る部分の差額を基に、債務再編所得を認識（後略）

従い、税務上も上述の DES 実行時の手続きと同様に、①（日本本社の債権による現物出資として）現地法人の債務の清算と②現物出資による増資に分解して処理し、上表 1 のケースでは、通常（一般税務処理<sup>vi</sup>により）、現地法人は債務再編益の発生に伴う債務再編所得 200 を認識しなければならないリスクがあります。

### (2) 会計：

「企業会計準則第 12 号-債務再編（2019）<sup>vii</sup>」に“債務の資本への転換”を含み、上表 1 のケー

スでは、企業会計準則を採用する場合、以下の仕訳になります。

（借方）外貨借入金 200 / （貸方）**資本金\*** 200

**\*会計上、原則は会社の公正価値に持分比率を乗じた金額となりますが、通常は額面金額で処理するケースが多く、年度末監査を実施している会計事務所と事前に確認する必要があります。**

## 3. 留意事項

上述の国家工商行政管理総局令第 57 号等に基づけば、規定上では日本本社が有する子会社債権は種別に関わらず DES の実行が可能とも思われるものの、実務的には外債登記済の借入金以外では容認されない可能性が高く、実務運用の確認が必要となる点に、まず留意する必要があります。

また、上表・上述の通り、会計上、親子間の DES は資本性の取引として処理され、累積損失があっても補填できない為、早期における累積損失の解消→配当の開始を目的とすれば、有用ではない点にも留意が必要です。

一方、日本本社の処理を鑑みれば、現地法人に有した債権を増資する形となります。日本の税務上、一般的には税制非適格となり<sup>viii</sup>、債権譲渡損が認識される場合、“合理的な再建計画に基づくものである等”の要件が認められなければ、国外関連者寄付金（全額損金不算入）<sup>ix</sup>との税務リスクが高まりますので、専門家への事前確認を要すると考えます。

その一方で、中国経済の減速やロックダウンの影響等々により、バランスシートの毀損が進む現地法人の支援を検討する日本本社も見受けられます。通常の増資とは異なり、DES は本社からのキャッシュアウトを要せず、また行政当

